高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日 国土交通省告示第千四百九十七号

- 第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第十一条第二号 ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜 路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。
 - 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
 - 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接 するもの
 - 三 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの
- 第二 令第十二条第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。
- 第三 令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。
- 第四 令第二十一条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。
- 第五 令第二十一条第二項第二号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

附則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十五号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造 を定める件

平成十八年十二月十五日 国土交通省告示第千四百九十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十四条第一項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 附 則
- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十六号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日 国土交通省告示第千四百九十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第二項第二号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日 国土交通省告示第千四百九十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リただし書に規定する 視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主と して自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

附則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び 乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リ(2)に規定する国土 交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態の エレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日 国土交通省告示第千四百九十二号

- 第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第十八条第二項 第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲 げるものとする。
 - 一 昇降行程が四メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に 沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二 五平方メートル以下のもの
 - 二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行 うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以 上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの
- 第二 令第十八条第二項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大 臣が定める構造は、次に掲げるものとする。
 - 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定するものとすること。
 - ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
 - ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
 - 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に 規定するものであること。

附則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施 行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十四条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設(特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの、特別特定建築物以外の特定建築物にあっては多数の者が利用するものに限る。)ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

	廊下の部分	両側に居室がある廊下(単	その他の廊下(単位 平方
廊下の	7月送	位 平方メートル)	メートル)
	小学校、中学校、高等学校又は中		
(-)	等教育学校における児童用又は生	2.30L	1.80L
	徒用のもの		
	病院における患者用のもの、共同		
	住宅の住戸若しくは住室の床面積		
	の合計が百平方メートルを超える		
(<u> </u>	階における共用のもの又は三室以	1.60L	1.20L
	下の専用のものを除き居室の床面		
	積の合計が二百平方メートル(地		
	階にあっては、百平方メートル)		
	を超える階におけるもの		
(三)	一及び二に掲げる廊下以外のもの	1.20L	
この表において、Lは、廊下等の長さ(単位 メートル)を表すものとする。			

二 階段

	階段の部分	段がある部分(単位 平方	踊場(単位 平方メートル
階段の用途		メートル))
(-)	小学校における児童用のもの	2.28H	一・六八
	中学校、高等学校若しくは中等教		
	育学校における生徒用のもの又は		
	物品販売業(物品加工修理業を含		
(<u> </u>	む。以下同じ。)を営む店舗で床	2.03Н	一・六八
	面積の合計が千五百平方メートル		
	を超えるもの、劇場、映画館、演		
	芸場、観覧場、公会堂若しくは集		
	会場における客用のもの		
	直上階の居室の床面積の合計が二		
	百平方メートルを超える地上階又		
(三)	は居室の床面積の合計が百平方メ	1.44H	一・四四
	ートルを超える地階若しくは地下		
	工作物内におけるもの		
(四)	(一)から(三)までに掲げる階段以	0.78H	〇・九〇
	外のもの		
この表において、Hは、階段の高さ(単位 メートル)を表すものとする。			

三 傾斜路

傾斜路	の部分 傾斜がある部分	(単位 平	踊場(単位	平方メートル
傾斜路の用途	カメートル))	
小学校、中学校、高等学校	若しく			
は中等教育学校における児	童用若			

()	しくは生徒用のもの又は物品販売 業を営む店舗で床面積の合計が千 五百平方メートルを超えるもの、 劇場、映画館、演芸場、観覧場、 公会堂若しくは集会場における客 用のもの	11.20Н	一・六八
(_)	直上階の居室の床面積の合計が二 百平方メートルを超える地上階又 は居室の床面積の合計が百平方メ ートルを超える地階若しくは地下 工作物内におけるもの	9.60Н	一・四四
(三)	(一)及び(二)に掲げる傾斜路以外 のもの	6.00Н	○・九○
<u></u> Ξ <i>σ</i> ,	う表において、Hは、傾斜路の高さ	(単位 メートル)を表すもの)とする。

- 四 エレベーター (かごに係る部分に限る。) 一・一〇 (単位 平方メートル)
- 五 便所(車いす使用者用便房に係る部分に限る。) 一・○○ (単位 平方メートル)
- 六 駐車場(車いす使用者用駐車施設に係る部分に限る。) 十五・〇〇 (単位 平方メートル) 附 則
- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。